

平成29年度第2回御船町議会定例会（5月会議） 議事日程（第1号）

平成29年5月11日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録指名議員の氏名

5番 福永 啓 君

12番 井本 昭光 君

第2 諸報告

諸般の報告

第3 御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について

第4 上益城広域連合議会議員の選挙について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 清水 蕙 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯視 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君

10番 田中 隆敏 君 11番 沖 徹信 君

12番 井本 昭光 君 13番 岩田 重成 君

14番 田端 幸治 君

3 欠席議員

9番 塚本 勝紀 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（なし）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

ただ今から、平成29年度第2回御船町議会定例会を再開します。

9番、塚本勝紀議員より欠席の申し出がっております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、福永啓君、12番、井本昭光君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

休会中における諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は印刷してお手元に配布のとおりです。内容を御覧の上了承願います。

次に、陳情第1号の万ヶ瀬区農道の町道編入についての陳情書は産業厚生常任委員会へ付託することとしました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査3月分の結果報告は、配布しております報告書のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（田端幸治君） 日程第3、「御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について」を行います。

本件は、御船町甲佐町衛生施設組規約第7条第2項の規定によって、1名の欠員を選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行います。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

これにより、御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に、井本昭光議員を指名します。

お諮りします。

ただ今議長から指名しました井本昭光議員を、御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今議長から指名しました井本昭光議員が御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に当選をされました。

ただ今当選されました井本昭光議員が議場におられますので、会議規則第33条の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 上益城広域連合議会議員の選挙について

○議長（田端幸治君） 日程第4、「上益城広域連合議会議員の選挙について」を行います。

本件は、上益城広域連合規約第8条第4項の規定によって、1名の欠員を選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行います。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定をしました。

これにより、上益城広域連合議会議員に、清水蕙議員を指名します。

お諮りします。

ただ今議長から指名しました清水蕙議員を、上益城広域連合議会議員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今議長から指名しました清水蕙議員が上益城広域連合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました清水蕙議員が議場におられますので、会議規則第33条の規定により当選の告知をいたします。

これで、平成29年度第2回御船町議会定例会の議事日程はすべて終了をしました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成29年度第2回御船町議会定例会を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時05分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員